

○臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体の取扱い等
について

令和3年10月14日

道本捜1第2440号(交捜合同)

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「法」という。)第6条第2項
に規定する脳死した者の身体の取扱い等については、「通達の延長について」(令2.1
2.22道本刑第3241号(捜1・交捜合同)。以下「延長通達」という。)により実施して
きたところであるが、今後は本通達に基づき運用することとしたので、その運用に誤
りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、延長通達は廃止する。

記

1 警察における取扱対象としての死体の範囲

法においては、脳死した者の身体(法第6条第2項の判定がなされた者の身体をい
う。以下同じ。)を死体に含めることとされていることから(法第6条第1項)、警察
としては、心臓の停止を中心に考える三徴候(①呼吸の停止、②心拍の停止、③瞳孔
の散大と対光反射の消失)による死の判定がなされた死体に加え、脳死した者の身体
を死体として取り扱うこと。

検視、実況見分、検証、調査(警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に
関する法律(平成24年6月22日法律第34号)第4条第2項に基づき行われる調査をい
う。)、鑑定処分許可状を得て行われる解剖(以下「司法解剖」という。)等の死体
に対する警察活動(以下「検視等」という。)は、このことを踏まえて行うこと。

2 脳死した者の身体に対する適正な取扱い

法においては、医師は、移植のために死体から臓器を摘出しようとする場合におい
て当該死体について検視等の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終
了した後でなければ臓器を摘出してはならないこととされ(法第7条)、犯罪捜査に
関する活動が臓器の摘出に優先することとされている。

この趣旨を踏まえ、脳死した者の身体に対して検視等を行うに際しては、臓器移植
の円滑な実施に配慮する必要があるものの、これにより検視等を十分に行うことなく、
犯罪を見逃すことがないように、適正な死体取扱いに努めること。

3 脳死した者の身体の手扱要領

警察としては、脳死した者の身体に対する検視等に際しては、臓器移植の円滑な実
施に配慮しつつ、検視等を迅速かつ適正に行うため、医師、医療機関等と連携し、下
記の措置を採ること。

(1) 検視等の準備

警察が医師から法第6条第2項の判定(以下「脳死判定」という。)に係る連絡
を受けた場合において、脳死した者の身体に対する検視等を行う必要がある場合に
あっては、その旨を医師に連絡し、脳死判定後速やかに検視等が実施できるよう、
脳死判定前に必要な調査又は捜査を行うとともに、必要に応じ脳死判定前に医療機
関に臨場して検視等に必要な体制を確保するなど脳死判定後速やかに検視等を開始

できる措置を講ずること。

あわせて、あらかじめ、医師に対し、脳死判定日時等の連絡を求めるとともに、検視等の場所（警察官等が待機する場所を含む。）の提供、医師の立会い、補助その他の協力を要請しておくこと。

(2) 検視等の開始時期

脳死した者の身体に対する検視等は、脳死判定後速やかに開始すること（「脳死した者」の死亡日時は脳死判定日時となるが、これは脳死判定の観察時間経過後の不可逆性の確認時（第2回目の検査終了時）とされている（「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（以下「指針」という。）。ただし、司法解剖にあつては、心臓停止後に行うこと。

なお、脳死した者の身体に対する検視等に際しては、必ず医師から、本人が脳死判定に従う意思を書面により表示している場合においては当該書面、臓器を提供する意思を書面により表示している場合においては当該書面、家族が脳死判定を行うこと及び臓器を摘出することを拒まないこと又は承諾することを記載した脳死判定承諾書及び臓器摘出承諾書、医師による法第6条第5項に規定する判定が的確に行われたことを証する書面、死亡診断書等を確認するとともに、その各写しの交付を求め、脳死判定及び死亡の事実を確認すること。

(3) 検視官の臨場

脳死した者の身体に対する検視等に際しては、警察本部捜査第一課又は方面本部捜査課の検視官（以下「検視官」という。）が臨場すること。

(4) 医師の立会い、補助

脳死した者の身体に対する検視等に際しては、医師（当該脳死した者の身体から臓器を摘出し、又は当該臓器を使用した移植術を行うこととなる医師を除く。）の立会い、補助その他の必要な協力を得てこれを行うこと。

(5) 司法解剖要否の判断

司法解剖については、遺族感情からも、あるいは技術的な面からも心臓の停止を待って行わざるを得ず、また、司法解剖と同時に臓器の摘出を行うことはできないことから（法第7条）、これを行うこととした場合、脳死段階での臓器摘出ができなくなるので、その要否の判断は迅速かつ的確に行うよう努めること。

なお、司法解剖を行う場合には、速やかに医師にその旨の連絡をするとともに、当該解剖の対象となる者の心臓が停止した時点での連絡を要請しておくこと。

(6) 終了時の措置

検視等の犯罪捜査に関する手続が終了した旨の医師への連絡（指針の第12の5の「手続が終了した旨の連絡」をいう。）については、検視官が行うこと。

(7) 検察官との連携

警察署長は、犯罪捜査に関する活動に支障を生ずることなく臓器の移植が円滑に実施されるよう、脳死判定に係る医師からの連絡を受けた場合には速やかにその旨を検察官に連絡するなど、検察官と相互に協力すること。

(8) 脳死した者の身体から臓器摘出が行われない場合の措置

脳死判定が行われても移植のための臓器摘出が行われないことが判明した場合

は、心臓の停止を待って検視等の手続を行うこと。

4 医師、医療機関との連携

医師、医療機関に対し、あらかじめ医師の協力、検視等の場所の提供等脳死した者の身体に対して行う検視等に支障が生ずることがないようにするために必要な事項について説明するとともに、平素から医療機関と緊密な連絡体制を確立するよう努めること。

また、虐待が行われた疑いがある児童（18歳未満の者をいう。以下同じ。）が脳死・心臓死の区別にかかわらず死亡し、司法解剖を行うなど捜査の必要性が判断されたときは、速やかに医師に対し、当該死体から臓器の摘出はできない旨を連絡すること（虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わないこととされている（指針））。

5 刑事部門と交通部門の連携

脳死した者の身体に対する検視等については、刑事部門と交通部門とは緊密に連携し、検視官の適切な運用に努めるとともに、医師、医療機関との連絡等に齟齬が生じないように刑事部門及び交通部門において所要の体制（両部門の連携体制を含む。）を整備すること。

6 他の都府県警察との協力

脳死判定の対象者がその原因となった事案の発生地から極めて遠く離れた医療機関に収容されたことにより、調査又は捜査を行う場所と脳死した者の身体に対する検視等を行う場所とが複数の都道府県間にまたがることとなる場合には、関係都府県警察と緊密な連携を図り、必要な措置を採ること。

7 警察本部への報告

各警察署にあっては、脳死判定が行われる事案を認知した場合には、所管に応じ警察本部捜査第一課長（刑事事件関係）又は交通捜査課長（交通事故関係）（札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部の捜査課又は交通課経由）あてに報告すること。